

## 福井県地域共同リポジトリ運用要項

平成 21 年 3 月 27 日  
制 定

### (趣旨)

第 1 条 この要項は、福井県地域共同リポジトリ（以下「リポジトリ」という。）の運用に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第 2 条 この要項でいう「リポジトリ」とは、福井県内の大学、高等専門学校、公共図書館、その他の教育・研究機関における学術成果、貴重書及び刊行物等（以下「コンテンツ」という。）を電子的に保存し、インターネットを介して公開することで、地域に対して機関の説明責任を果たすとともに地域の文化的発展に寄与することを目的とするシステムである。

### (運用)

第 3 条 リポジトリの運用については、次の各号の機関で審議する。

- (1) 福井地区大学図書館協議会加盟館（福井大学、福井県立大学、福井工業大学、仁愛大学、仁愛女子短期大学、敦賀短期大学、福井医療短期大学、福井工業高等専門学校）
- (2) 福井県立図書館
- (3) 福井県文書館
- (4) その他福井県内の機関のうち、上記各号の機関が必要と認めた機関

### (管理・事務)

第 4 条 リポジトリの管理及び事務は、福井大学が行うものとする。

### (登録対象)

第 5 条 リポジトリに登録できるコンテンツは、各機関に所属する教職員又は学生がその主要な部分を作成、又は各機関の所蔵資料で、以下に掲げる事項のいずれかに該当するものであること。

- (1) 紀要論文
- (2) 雑誌論文
- (3) 学位論文（博士論文、修士論文）
- (4) 会議発表論文
- (5) 研究報告書（科研費報告書を含む）
- (6) 貴重書
- (7) 広報誌
- (8) 機関、図書館等概要
- (9) その他、上記コンテンツと同等と判断されるもの。

(コンテンツの登録)

第6条 各機関のコンテンツは、原則として当該機関の担当者がリポジトリへの登録を行なうものとする。ただし、大量のコンテンツを一度に登録する場合は、福井大学とその手順等について協議する。

(著作権等処理)

第7条 リポジトリに登録しようとするコンテンツの著作権処理(著者、出版社等の許諾)は、当該機関において行なうものとする。

(雑則)

第8条 この要項に記載されていない事項については、必要に応じ第3条に掲げる機関において別途協議するものとする。

附 則

この要項は、平成21年3月27日から施行する。